

9. 短期入所サービスを利用する日数が認定期間のおおむね半数を超える利用に係る事前協議について

居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかしながら、「おおむね半数を超えない利用」とは、在宅生活の維持という観点からの目安なので一律に適用されるものではなく、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能となっています。

したがって、短期入所サービスが認定有効期間のおおむね半数を超えて必要であると判断される場合は、事前協議書の提出が必要となります。

1 対象となるサービス

① 短期入所サービス

- （介護予防）短期入所生活介護
- （介護予防）短期入所療養介護

② 宿泊サービス

- 指定通所介護事業所で提供する宿泊サービス
- 指定地域密着型通所介護事業所で提供する宿泊サービス
- 指定第1号通所事業事業所で提供する宿泊サービス
- 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所で提供する宿泊サービス

2 届出期限

認定有効期間日数の半数の日を超える見込みが立った時、又は、担当のケアマネジャーが変更となった時、いずれの場合もケアプランを交付（作成・変更）した日からおおよそ1か月以内に申請。

※ 同一の介護対象者であっても、再度申請が必要となります。

※ 要介護認定有効期間の特例処置により、更新の有効期間が12か月間延長となる場合で、既に事前協議書の提出がある場合は、再提出不要とします。なお、延長前の有効期間に延長となる12か月間を合算し、短期入所サービスの利用日数の累計が概ね半数を超える場合は、事前協議書の提出が必要になります。

3 届出方法

以下の書類を利用者の住所のある市町介護保険担当窓口または
知多北部広域連合給付係宛に郵送または持参してください。

☒ **必要書類**（用紙はA4サイズに統一）

- ☐ 「短期入所サービスを利用する日数が認定期間のおおむね半数を超える利用に係る事前協議書」
- ☐ 認定有効期間中に作成した全ての居宅サービス計画書「第1表」から「第4表」の写し（暫定プラン含む）
 - ▶ 「第1表」は利用者へ交付し署名があるもの。
 - ▶ 「第4表」は短期入所サービス施設の担当者の出席または照会結果の分かるもの。
- ☐ 認定有効期間中に作成した全てのサービス利用票（別表を除く）
 - ▶ 宿泊サービスの利用実績は、通所介護の利用日数を参照します。
 - ▶ 宿泊サービスを連続して提供する日数が上限30日を超えた場合は、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断したことが確認できる記録を提出する必要があります。
詳細は、「5 ケアプラン上の留意事項」をご確認ください。

4 注意事項

協議書の「具体的な理由」について、(1)～(4)の記載が必要となります。

具体的な理由	必要事項
(1) 本人の状況	本人にどのような疾患があり、どのような介護が必要かを記載してください。
(2) 同居の家族構成	全員記載してください。
(3) (2)に記載の家族が、介護対象者を介護できない理由	<u>同居家族全員について、介護をできない理由</u> を記載してください。 例：「夫は認知症で介護が必要、長男夫婦は日中仕事、孫は学校」
(4) 短期入所サービス利用期限の設定（施設申込み状況等）	いつまで当該サービスの利用が見込まれるかの <u>具体的な期限を設定し、記載してください。</u> 施設申込をしている場合は、申請年月日と施設名称を記載してください。

5 ケアプラン上の留意事項

◎連続して30日を超えて短期入所サービスを利用する場合

短期入所サービス

原則、連続して30日を超えて短期入所サービスを利用することはできません。ただし、30日を超えた日を自費負担した場合は、自費負担した翌日以降、再度、連続した30日まで介護保険の対象となります。

- 例** 9月1日から11月30日まで短期入所サービスを継続利用する場合
- | | | |
|---|---------------|--------------|
| ① | 9月 1日～ 9月30日 | 介護保険対象（30日間） |
| ② | 10月 1日 | 自費負担 |
| ③ | 10月 2日～10月31日 | 介護保険対象（30日間） |
| ④ | 11月 1日 | 自費負担 |
| ⑤ | 11月 2日～11月30日 | 介護保険対象（29日間） |

- ※ 事業所を変更した場合であっても、日数の換算はリセットされません。ただし、短期入所生活介護サービスから短期入所療養介護サービスに変更した場合は、日数の換算はリセットされます。
- ※ 短期入所サービスを同日に2つの事業所で利用した場合は、2日間利用したものとみなします。（A事業所を退所し、同日にB事業所に入所する場合など）
- ※ 同一事業所において、30日を超えて短期入所サービスを長期利用した場合は、減算の対象となりますので、ご注意ください。

宿泊サービス

（参考）「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」（平成26年4月1日施行）

短期入所サービスと同様に、利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は、原則30日とします。30日を超えることとなる場合は、実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者及び家族からの希望、宿泊サービス事業所からの意見を求め、専門的見地からの調整を行った上で、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断します。

◎福祉用具貸与を受けている場合

継続して短期入所サービスを長期利用しており、居宅の実績が無い場合には、福祉用具貸与は認められません。

- ※ 「居宅の実績」の確認方法については、サービス利用票で確認を行います。（短期入所サービスを利用していない日があるか、送迎加算があるか等）